



西田成希税理士事務所

事務所だより 9月号

新秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

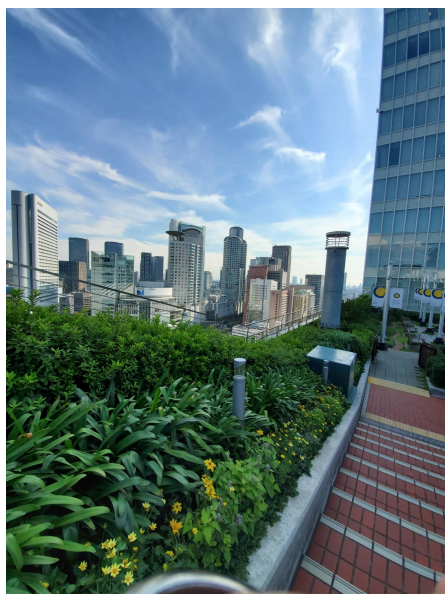
「処暑」も過ぎて、朝晩はだいぶ過ごしやすくなりました。今年の夏は、確かに猛暑でしたが、梅雨明けが遅かったせいか、短かったように思います。私としては、ラクでした(^_^)。

8月15日は、大学のゼミの教え子と食事会でした。彼らが卒業して2年半。卒業後初めて会う人もいます。当日は、台風が西日本直撃の予報でしたが、大阪では大きな障害もなく、無事、再会できました。まず心配したのは「仕事、辞めてないよなあ」ということでしたが、みんな頑張っているのを聞いて一安心。もちろん不満はありますが、何とか続けているようです。終電間際まで飲みましたが、みんな大人になってました。成長していますね(^_^)。「若いっていいなあ」とつい考えてしまいました(^_^;)。

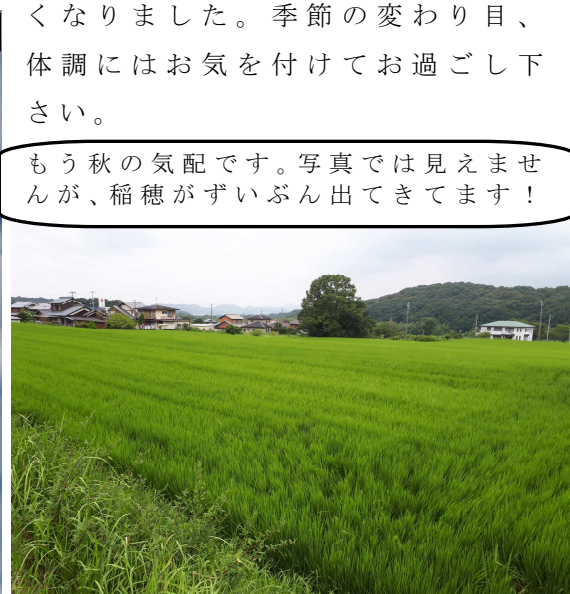
さて、オリンピックまであと1年が話題になっていますが、その前にラグビーのワールドカップが、9月20日開幕です！ルール等詳しい訳ではないですが、高校の時に体育の授業でラグビーがあって、興味を持ちました。世界的に見れば、野球よりラグビーの方がはるかに有名なんですよ。ちなみにサッカーのワールドカップの観戦者が300万人、ラグビーのワールドカップは250万人とされています。

皆さん、ご存じの通り、ラグビーの起源は、1823年にイングランドの有名なパブリックスクールであるラグビー校でのフットボールの試合中、ウィリアム・ウェッブ・エリスがボールを抱えたまま相手のゴール目指して走り出した、ことだとされています。その後、ルールが整備されて、今の形になりました。この機会にテレビでラグビーを楽しもうと思います。日本代表、目指せ、予選突破。頑張ってください！！

では、事務所だより9月号をお送りします。蝉の声が虫の音に移ってきました。日暮れも早くなりました。季節の変わり目、体調にはお気を付けてお過ごし下さい。



天高く馬肥ゆる秋、ですね。



もう秋の気配です。写真では見えませんが、稲穂がずいぶん出てきてます！



☆ お知らせ (2019年9月の税務)

期限	項目
9月10日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月30日	7月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	1月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞

☆ 遺留分権行使への対応と課税

少し難しい話かもしれませんが、お付き合い下さい。民法の改正が知らない間に(?)行われています。特に今年の7月1日は、相続に関する部分について、多くの改正がありました。そのうちの一つをご紹介します。

◆ 遺留分権の性格の原理的変更

従来、遺留分減殺請求された場合、相続財産を分けるよりも、金銭を支払って決着、ということが多かったと思われていますが、平成30年7月13日公布、本年7月1日施行の改正民法で、遺留分に関する権利の内容に重要な変更がなされ、遺留分減殺請求は、遺留分侵害額請求と改正され、その請求権の行使により生じる権利は金銭債権であるとされ、金銭支払に限定とされました。

◆ 原理変更の内容

改正前の遺留分減殺請求権は、原理としては相続財産そのものを取得する権利だったので、物権的請求権と解するのが多数派でした。それが、今回の改正で、金銭的請求権であるとされたわけです。原理自体の変更が起きました。

◆ 原理からすれば譲渡所得課税

相続財産が不動産だけだったので、遺留分権の行使に対し、金銭ではなく、相続不動産の一

部を遺留分権者の名義にすることにして、遺留分問題を解決した、というケースの場合、改正後は、遺留分債務を相続不動産で代物弁済したとの解釈にもなりそうです。そうすると、ここで、譲渡所得課税が起きるのだ、という主張も出そうです。

◆ 代償分割での代償債権の場合

似たような事例としては、相続財産が不動産一つだけだったので、それを取得した相続人が、他の相続人に対して金銭で代償金を支払う、というような場合があります。

これは、代償分割という相続財産分割の一手法です（今までも普通に認められています）。物権的請求権を非相続財産である金銭債権に代えるものであるにもかかわらず、相続という一連の手続きの中で処理され、譲渡所得課税はないものとされていました。

代償債権債務は、不動産の相続財産評価レベルに圧縮され、その上で相続税課税がなされるとともに、代償債務は相続不動産取得者の取得費を構成しない、との技巧的解決がなされています。

◆ 代償分割との相違・類似

代償分割での不動産取得放棄で代償債権（非相続財産）を得ることは物権の債権への代替ですが、改正後の遺留分権の場合での不動産（相続財産）の取得は、債権の物権への代替です。前者には相続財産外の資金が絡んでいるので、譲渡性を吟味するとしたら、こちらの方が強そうです。さて、似たようなケースで、片や課税なし、片や課税との異なる扱いをすることになるのか、当局の対応が注目されています。

☆ 日税連「軽減税率は、免税事業者を圧迫」

消費税の税率改正が、いよいよ、この 10 月からとなります。でも、本当に怖いのは、2023 年から始まる「適格請求書（インボイス）」です。まずは、それに関することです。

日本税理士会連合会（神津信一会長）はこのほど、2020 年度税制改正に関する建議書を決しました。建議書では特に強く主張する項目として、消費税の単一税率維持とインボイス（適格請求書）方式の見直しを訴えました。全事業者にインボイス方式が適用されると、税額控除ができない免税事業者は取引から排除される可能性が高く（というか確実に排除されるでしょう…）、「不当な値下げなどにより経営状態が圧迫される」と危機感を持って訴えています。

日税連は複数税率導入の議論が始まった当初から軽減税率反対を重要項目に盛り込んでいます。建議書では、複数税率の区分経理により事業者負担が増すことや、逆進性対策として非効率であることなどを理由に、「早期の見直しを図り単一税率制度にすべきである」と主張しています（諸外国と比べて、10% は決して高率ではないので、10% の単一税率でもよいのではないか、ということです）。逆進性への対応としては、あらかじめ国が一定額を入金したプリペイドカードを配布する方法や、一定額の簡素な給付措置など具体例を挙げて提案しました。

また一定の経過期間を経て導入される予定のインボイス制度については、「免税事業者が適格請求書等を発行できないことに伴い、不当な値下げ等により経営状態が圧迫されることのないよう対策を講じなければならない」として、抜本的な再検討を求めました。複数の税率ごとに詳細な記載が求められるインボイスは、事業者だけでなく「税務官公署にも多大な事務負担を課す」とした上で、税の専門家の立場から「現行の請求書に一定の記載事項を追加するだけで区分経理は十分可能」とインボイス方式の必要性を否定しました。

と、こうやって日税連が主張しても財務省に聞いてもらえないのが現状です。

☆ 消費税増税対策「プレミアム付商品券」とは？

◆ パラマキと揶揄されても再登場

今年 10 月 1 日から、2020 年 3 月 31 日までの半年間の有効期間で、国主導のプレミアム付商品券が使用可能となります。発行は各地方自治体となっており、使える場所はその地方自治体のエリア内の小売店となります。このプレミアム付商品券は、過去を遡れば「地域振興券」として 1999 年 4 月から 9 月に流通したのがありました。景気浮揚策として採用されましたが、「あからさまなバラマキである」と、政権与党を批判する論調が非常に多く、未だその印象は払拭できていませんが、消費税改正に併せて「消費税増税に対しての低所得者や子育て世代への影響緩和」を目的として、再度登場の機会を得たようです。商品券に付与されるプレミアム分は政府が支出する税金ですから、商品券を使った人は実質的な減税となる、といった具合です。

◆ 今回の適用者とお得感

今回、プレミアム付商品券が購入可能な対象者は

- ① 住民税（均等割）非課税世帯
- ② 2019 年 9 月 30 日の時点で 0 歳～3 歳半の子供が居る世帯

となります。2019 年度住民税非課税の方には申請書が郵送され、必要事項を記入して返送すれば、審査の後購入引換券が届くのでそれを利用します。子育て世帯には直接購入引換券が届くようです。

購入に関しては、5,000 円分が 4,000 円で買える上で、最大 2 万 5,000 円分まで購入可能（子育て世帯は子供 1 人につき 2 万 5,000 円まで）なので、5,000 円分がお得なプレミアム部分となります。なお、1 枚あたりの額面は 500 円、おつりが出ないので気を付けましょう。

◆ 消費税増税への対策は十分ですか？

国はプレミアム付商品券・食料品への軽減税率・キャッシュレス決済へのポイント補助・住宅ローン周辺の改正等、消費税増税に対しての買い控え等、景気の冷え込み対策を数多く準備しています。この 10 月からの景気の動向にも注視しつつ、自分がどういう施策に該当するのか、どのような手続きを取ればいいのか等、今のうちに確認しておきましょう。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488